

各国知的財産関連法令
TRIPS 協定レビュー調査

『国際知財制度研究会』報告書

(平成 29 年度)

2018年 3月

一般財団法人 知的財産研究教育財団
知的財産研究所

(5) ベトナム

①営業秘密保護に関する法制度

(i) 営業秘密保護に関する法制度の概要

ベトナムにおける営業秘密は、知的財産法（2005年成立、2009年改正¹¹⁸）で保護がなされている。その他、民法（第11条第2項、第11条第5項）、労働法（第19条第1項、第23条第2項、第119条第1項、第126条）、民事訴訟法、競争法（第3条第10項、第39条第2項、第41条）、及び関税法（第8節）の規定の適用があり得る。また、実施細則等を定めた政令や通達として、以下のものがある。

- ・知的財産法の産業財産に関する一部条項の実施の細則及び指針を定める 2006年政令¹¹⁹（第6条第4項、第16条第3項、第32条）
- ・知的財産法の知的財産権保護及び知的財産の国家管理に関する一部条項の実施の細則及び指針を定める 2006年政令¹²⁰（第6条第5項、第24条第3項(b)）
- ・産業財産分野における行政処分に関する 2013年政令¹²¹（第14条第14項(a)）
- ・競争分野における行政処分に関する 2014年政令¹²²（第29条）
- ・競争法の一定の規定の実施の指針を定める 2005年政令¹²³（第84条第2項(b)）
- ・電子商取引に関する 2013年政令¹²⁴（第4条第4項(a)、第36条第7項）
- ・通関手続、検査、監督及び管理手続に関する関税法の執行に関する特別規定及び指針を定める 2015年政令¹²⁵
- ・人民裁判所における知的財産権を巡る紛争の解決に関する一部法規定の適用指針を定める最高人民法院、最高人民検察院、文化・スポーツ・観光省、科学技術省、司法省の 2008年共同通達¹²⁶（以下、「2008年共同通達」という。）

(ii) 営業秘密の定義

営業秘密の定義は、知的財産法第4条(23)による。営業秘密としての保護を受けるためには、当該情報が同法第4条(23)の規定に該当するだけでなく、同法第84条に規定する3つの要件を満たす必要がある。なお、これら3つの要件に関する判断基準の詳細は法令等で示されておらず、どのように判断するかは裁判所の裁量に委ねられる¹²⁷。なお、営業

¹¹⁸ 主要な改正点は、行政措置の際の警告書送付の廃止や、行政措置の罰金額の規定削除などである。岡田貴子「ベトナムの模倣品対策と改正知的財産法（2010年1月施行）」パテント2010、Vol.63、No.12

¹¹⁹ Decree No. 103/2006/ND-CP

¹²⁰ Decree No. 105/2006/ND-CP

¹²¹ Decree No. 99/2013/ND-CP

¹²² Decree No. 71/2014/ND-CP

¹²³ Decree No. 116/2005/ND-CP

¹²⁴ Decree No. 52/2013/ND-CP

¹²⁵ Decree No. 08/2015/ND-CP

¹²⁶ Joint Circular No. 02/2008/TTLT-TANDTC-VKSNDTC-BVHTT-DL-BKH-CN-BTP

¹²⁷ 三つ目の要件の秘密保持措置について、質問票回答によれば、実例として、情報に対する暗号化（例えば、パスワード）の利用やアクセス制限などを挙げている。

秘密として保護を受けるための登録は義務付けられていない（知的財産法の産業財産に関する一部条項の実施の細則及び指針を定める 2006 年政令¹²⁸第 6 条第 4 項）。

知的財産法第 4 条(23)

営業秘密とは、財政的投資、知的投資から得られた情報であって、開示されておらず、かつ、事業において利用可能な情報である。

知的財産法第 84 条

営業秘密は、それが次の要件を満たすときは、保護に適格とする。

- (1) 共通の知識でなくまた容易に取得されるものでもないこと
- (2) 業として使用されるときは、それを所有又は使用しない者よりもその所有者に対して有利性を与えることができること
- (3) それが開示されず、また容易に入手することもできないよう必要な措置を講じてその所有者が秘密を保持していること

知的財産法第 85 条

次の秘密情報は、営業秘密として保護されないものとする。

- (1) 個人的地位の秘密
- (2) 国家管理の秘密
- (3) 安全保障及び国防の秘密
- (4) 事業に無関係な他の秘密保持情報

¹²⁸ 前掲 119

(iii) 営業秘密侵害の救済手段

知的財産法第 127 条

次の行為は、営業秘密に対する権利の侵害であるとみなす。

- (a) 営業秘密の適法管理者により取られた秘密保持措置に反する行為をなすことにより、営業秘密の具体的情報を入手又は取得すること
- (b) 営業秘密所有者の許可なしに営業秘密の具体的情報を開示又は使用すること
- (c) 秘密保持契約に違反すること、又は営業秘密を入手、取得若しくは開示するために秘密保持担当者を欺瞞し、誘導し、買収し、強要し、唆し若しくはその信用を濫用すること
- (d) 営業秘密の具体的情報であつて、製品に関する営業又はマーケティングのライセンス付与のための手続に基づいて他人により提出されるものを、所管当局により取られた秘密保持措置に反する行動により、入手又は取得すること
- (dd) 営業秘密を、それが(a)、(b)、(c)及び(d)という行為の1に従事する他人により取得されたことを知りながら又は知る義務を有しながら、使用し又は開示すること
- (e) 第 128 条に規定する秘密保持義務¹²⁹を履行しないこと

営業秘密侵害は、民事救済と行政救済による¹³⁰。行政救済には、知的財産法に基づく行政措置と、競争法に基づく行政措置がある。

(a) 民事救済

営業秘密の管理者は、侵害行為の差止め、公の謝罪及び訂正の強制、契約上の義務履行、損害賠償の請求、及び営業秘密侵害物品の廃棄等が可能である（知的財産法第 202 条）。

知的財産法第 202 条

裁判所は、知的所有権の侵害行為を犯した組織及び個人に対処するため、次の民事救済措置を講じる。

- (1) 知的所有権の侵害の終了を強制すること
- (2) 評判の是正及び謝罪を強制すること
- (3) 民事的義務の遂行を強制すること
- (4) 損害に対する補償を強制すること
- (5) 知的所有権侵害商品の創出又は取引に主として使用された商品、素材及び用具について、廃棄、非商業目的での頒布又は使用を強制すること。ただし、当該頒布及び使用が知的所有権所有者による権利行使に影響を与えないことを条件とする。

¹²⁹ 医薬品又は農薬品に関するテスト結果又はデータの秘密保持義務

¹³⁰ 質問票回答によれば、知的財産権において刑事救済が適用されるのは商標と地理的表示の侵害のみである、とのことであった。なお、判決に関するデータベースが構築されていないため、事件数や事例を確認できていない。また、営業秘密侵害の救済には、実際に被害が生じていることが必要で、侵害の危険性がある状況での救済については、「危険性」自体は違反を構成しないので保護は与えられない、との回答であった。

(ア) 差止め

裁判所による差止め命令に対して不服申立てがなされた場合、法律により即時執行が義務付けられていない限り（例えば、仮処分決定）、差止めは延期される（民事訴訟法第 282 条）。

(イ) 公の謝罪及び訂正の強制¹³¹

これらの実行方法について当事者間で合意できない場合、裁判所は、侵害行為の性質等に基づき実行方法を決定できる（2008 年共同通達 B 部第 4 章第 2 項¹³²）。

(ウ) 契約上の義務履行

侵害者は、営業秘密に関連する当事者間の合意に従って義務を履行することが求められる（2008 年共同通達 B 部第 4 章第 3 項¹³³）。

(エ) 損害賠償の請求

営業秘密の管理者は、実際の物的損失を証明すると共に、請求する賠償額の根拠を特定する必要がある（知的財産法第 203 条第 6 項¹³⁴）。賠償額の算定は、管理者が侵害行為によって被った実際の物的損失（財産の損失、収入及び利益の減少等）を根拠に決定される（知的財産法第 204 条(a)¹³⁵）。物的損失が判断できない場合には、裁判所は、5 億ベトナムドンを超えない範囲で賠償を命じることができる¹³⁶（知的財産法第 205 条第 1 項(c)¹³⁷、2008 年共同通達 B 部第 1 章第 2 項(c2)¹³⁸）。

(b) 行政救済

(ア) 知的財産法に基づく行政措置

営業秘密の管理者は、知的財産法による行政処罰を求めて知的財産庁に申請できる（産

¹³¹ この救済措置に関して、ラジャ・タン法律事務所への質問票調査によれば、秘密保持のために、所有者から要求されることがないのが一般的である、との回答であった。

¹³² 前掲注 126

¹³³ 前掲注 126

¹³⁴ 知的財産法第 6 項 損害補償請求の場合は、原告は、自らの実損を立証し、かつ、第 205 条に従い自らの請求の根拠を明示しなければならない。

¹³⁵ 知的財産法第 204 条 侵害により生じた損害は、次のものを含む。

(a) 物理的損害は、財産の損失、収入及び利益の減少、事業機会の喪失、当該損害からの防止及び回復のための合理的経費、合理的な弁護士手数料、並びにその他の有形損失を含む。

¹³⁶ 質問票回答によれば、

・ベトナムの裁判所では証拠に関して高い証明力を要求（実質的損失を証明する完全かつ十分な文書など）するため、実際の物的損失が判断できないことはよくある。

・裁判所の裁量で決めた賠償額の場合、所有者の被った損失を十分に補填できない。

との示唆があった。

¹³⁷ 知的財産法第 205 条 原告が知的所有権の侵害により自己への物理的損害が生じたことの立証に成功した場合は、その者は、裁判所に対して、次の根拠の 1 に基づいて補償金額を決定するよう請求する権利を有する。

(a) (省略)、(b) (省略)

(c) (a) 及び (b) に従い補償金額を決定することが不可能な場合は、当該金額は、損失レベルに応じて裁判所により決定されるが、5 億ベトナムドンを超えないものとする。

¹³⁸ 前掲注 126

業財産分野における行政処分に関する 2013 年政令¹³⁹第 22 条第 1 項)。侵害者には、最高 3000 万ベトナムドンの過料及び追加の制裁(侵害品及び1~3 箇月の取引の停止を含む。)、及び是正措置(侵害要素の強制的除去又は強制的破壊、侵害品の強制破棄、事業、サービス又はウェブサイトから侵害品又は侵害サービスに関する情報の強制的除去、違法所得の強制的送金を含む。)が科せられる(産業財産分野における行政処分に関する 2013 年政令¹⁴⁰第 14 条第 15 項(a)、同条第 17 項、同条第 18 項)。

(イ) 競争法に基づく行政措置¹⁴¹

営業秘密の侵害行為は競争法上、不公正な競争行為として禁止されており、その具体的な侵害行為につき規定がある(競争法第 39 条(2)、同法第 41 条)。競争法による行政処罰の申請(競争法第 58 条第 1 項)が認められた場合、侵害者には、1000 万ベトナムドンから 3000 万ベトナムドンの過料が科せられる。競争庁は、違反行為を行うために侵害企業が使用した証拠を没収することもある(競争分野における行政処分に関する 2014 年政令¹⁴²第 29 条第 1 項、同条第 2 項)。

競争法第 39 条

この法律において、不公正な競争行為とは、次の各項に掲げる行為をいう。

2. 商業上の秘密の侵害

競争法第 41 条

商業上の秘密の侵害事業者は、次の各項に掲げる行為を行ってはならない。

1. 商業上の秘密の法律上の保有者が秘密を守るために講じる手段を妨害して、商業上の秘密に該当する情報を入手、及び収集すること。
2. 商業上の秘密の保有者の承諾を得ることなく、当該商業上の秘密を開示、又は使用すること。
3. 商業上の秘密の保有者の秘密情報を入手、収集、若しくは開示する目的で、秘密を保持する契約に違反し、又は同様の目的で、秘密保持義務を負う者を騙し、若しくはその者の信用を利用すること。
4. 取引関連法令に基づいて手続を実施する者若しくは製品流通のために手続を実施する者の有する商業上の秘密に該当する情報を入手、若しくは収集し、又は政府当局による適用措置を妨害して特定の者の有する商業上の秘密に該当する情報を入手、若しくは収集すること。特定の者の有する商業上の秘密に該当する情報を、事業を行うために、若しくは事業若しくは製品流通に係るライセンスを申請するために使用すること。

¹³⁹ 前掲注 1211

¹⁴⁰ 前掲注 1211

¹⁴¹ 質問票回答によれば、競争庁は、重要な性質の問題のみを調査又は追及するのが一般的であるため、競争庁が営業秘密侵害によって執行措置を追及したという事例を確認できていない、とのことである。

¹⁴² 前掲注 1222

(iv) 訴訟における証拠収集手続について

営業秘密侵害を含む知的財産権侵害訴訟における個別の証拠収集に関する規定は存在せず、民事訴訟法第 97 条第 2 項、すなわち、関係者、証人の証言の録取／関係者間、関係者・証人間の対審／専門知識の要請／財物の評価／立入検査及び鑑定の実施／文書及び証拠の収集・検証の委託／機関、団体及び個人に対する書類提出命令等、の規定による。

検察官、裁判官、及びオンブズマンは、事件に関連する証拠の収集権を有する（民事訴訟法第 58 条第 3 項、同法第 48 条第 3 項、同法第 50 条）。なお、ベトナム司法制度では、糾問主義が採用されており、提供された証拠が判断に十分でない場合には、証拠の収集権を有する裁判官、オンブズマンから関係者に対して、更なる証拠の提供を要請する権利がある¹⁴³（民事訴訟法第 97 条第 2 項(g)、同条第 4 項）。

(v) 訴訟における営業秘密保持について

判決は、当事者が秘密の保持を求めるような秘密が含まれる場合には公開されない¹⁴⁴。

その他、訴訟手続における営業秘密の取り扱いについて、訴訟当事者は営業秘密を含む証拠を裁判所に提出する義務を負い（民事訴訟法第 96 条第 1 項）、裁判所は営業秘密を含む証拠を保全すると共に（同法第 107 条第 1 項）、当事者の正当な要求に基づき当該秘密の開示は禁じられることになる（同法第 109 条第 2 項）。

訴訟に係わる職員（裁判長、裁判官、人民陪審員、オンブズマン、裁判所書記官、検察院の議長、検察官、調査官を含む（同法第 46 条第 2 項(a)(b)）及び手続関係者（訴訟当事者、当事者の弁護士、証人、通訳及び代理人など関係者その他の参加者を含む。）は、営業秘密を含む証拠に対する秘密保持義務がある（同法第 109 条第 3 項）。また、訴訟当事者は、関係者に対して秘密保持の要求通知書を送達する義務がある（同法第 96 条第 5 項）。

なお、裁判所及び職員においても、営業秘密の秘密保持義務はある（同法第 13 条第 3 項）。

(vi) 国境措置

知的財産法第 216 条において、営業秘密を含む知的財産侵害物品に関する国境措置が規定されている。

- ・ 税関当局に対し、侵害品の発見のために輸出／輸入品の検査及び監督措置を要請できる（知的財産法の知的財産権保護及び知的財産の国家管理に関する一部条項の実施の細則及

¹⁴³ 質問票回答によれば、

・ ベトナム裁判所では、証拠に関して高い証明力を要求しており、この場合、一般には文書証拠が最も重視され、証人の証言や非文書証拠は重要度が低いものとされる。

・ 裁判官は訴訟当事者が所有しない証拠を要求することがあり、その場合、十分な証拠がない又は訴訟当事者の主張が損なわれるために、訴訟手続が長期化される。

との示唆があった。

¹⁴⁴ Resolution 03/2017/NQ-HĐTP, Article 4.2(b). なお、質問票回答においては、一般的に知的財産権侵害事件を含む判決は滅多に公開されないとの情報もある。

び指針を定める 2006 年政令¹⁴⁵第 34 条、関税法第 73 条)。

営業秘密の管理者は、税関当局に申請書類(営業秘密の所有権を証明する書類、侵害品の説明、侵害品を輸出/輸入する可能性のある輸出業者/輸入業者のリストを含む。)を提出する(関税法第 74 条第 2 項、同法第 75 条第 1 項(b))。税関による検査等の期限は申請書類の受理日から 2 年で、2 年間延長できる(関税法第 74 条第 2 項)。

・税関当局に対し、被疑侵害品の輸入又は輸出の通関を一時的に停止するよう要請できる(知的財産法の知的財産権保護及び知的財産の国家管理に関する一部条項の実施の細則及び指針を定める 2006 年政令¹⁴⁶第 34 条、関税法第 73 条)。

営業秘密の管理者は、税関当局に申請書類を提出する(関税法第 75 条第 1 項(a))と共に、非侵害であった場合の被疑侵害者の損害を補填するために、保証金(被疑侵害品価値の 20%相当の金額、又は当該価値が評価できない場合には少なくとも 2000 万ベトナムドン、又は信用機関発行の保証書)を供託する必要がある(知的財産法第 217 条第 2 項)。

(vii) 域外適用

域外適用に関する規定は確認されていない¹⁴⁷。

(viii) 裁判外の紛争解決手続について

営業秘密の管理者は、営業秘密侵害に対して仲裁機関に仲裁を提起できる¹⁴⁸(知的財産法第 198 条第 1 項(d))。

②営業秘密保護に関する運用

(i) 訴訟における主な争点について

質問票回答によれば、訴訟においては「営業秘密の保護要件」が主な争点となる。すなわち、当該情報が知的財産法第 84 条に規定する要件を満たす必要があるところ、これら各要件の判断基準は法令等で示されておらず、裁判所の裁量に委ねられるため争点となることが多い。その一方で、証拠に関しては、営業秘密の管理者に高い証明力を要求しており、保護要件を充足しているかどうかについては重い立証責任を負うことになる。

(iii) 外国企業がベトナムに進出する際の実務上の留意点

外国企業がベトナムに進出する際、営業秘密侵害事件に関する留意点について、質問票

¹⁴⁵ 前掲注 1200

¹⁴⁶ 前掲注 120

¹⁴⁷ 質問票回答によれば、営業秘密の定義では、ベトナム発の又はベトナムに関連する情報に限定されていないことから、ベトナムが締約国である国際条約に従って域外に適用される余地はあるとのことである。

¹⁴⁸ 裁判外での紛争解決の実態を把握するために、ラジャ・タン法律事務所に質問票調査を依頼したが、調停・仲裁の秘密性のため、それらの事例を確認できなかった。

調査の回答を基に整理した。

(a) 営業秘密侵害事件に巻き込まれないための行為

(ア) 秘密保持契約の締結

営業秘密となり得るものを明確に特定及び定義した秘密保持契約又は非開示契約を締結することが有用である。

(イ) 秘密保持措置

企業の内部労働規定に秘密保持に関する条項を定め、営業秘密の保護に関して明確な指示及び方針を示すことが有効である。例えば、文書に「機密」又は「営業秘密」といったマークを付ける、機密文書を安全な場所に鍵をかけて保管する、暗号化する（例えば、パスワード）、アクセス制限するなどである。さらに、営業秘密保護に関して被用者へ研修を行うことも有効である。

(ウ) 技術的措置

侵害阻止のため、以下に示す技術的措置を採用することも有効である（知的財産法の知的財産権保護及び知的財産の国家管理に関する一部条項の実施の細則及び指針を定める2006年政令¹⁴⁹第21条第2項）。

- ・ 営業秘密が保護されており、侵害してはならないことを伝えるために、製品、サービス的手段、著作物の原作品及び複製品、実演の固定物、レコード、録画物又は放送物に対し、営業秘密に関する発生地、所有者、保護の範囲及び期間等に関する情報を表示すること
- ・ 保護される製品をマークし、特定し、区別し、保護するために技術的手段又は措置を使用すること

(b) 紛争が生じた場合の留意点

紛争が生じた場合は、訴訟において外国企業には以下に示す特有の手続要件がある。

すなわち、裁判所へ提出する書類であって外国在住の組織、機関によって発行された書類については、当該国の領事認証、公証が必要となる。また、外国語を使用している書類は、ベトナム語への翻訳が必要である（民事訴訟法第478条）。この点、国によっては領事認証の手続に時間がかかり、大きな負担となっているとの意見が寄せられた。

(iv) 営業秘密保護に関する法制度の国内的評価

ベトナムにおける営業秘密保護に関する法制度の自国評価（整備状況、改善点等）について、質問票調査の回答を基に整理した。

ベトナムにおいては、知的財産法や競争法などの法令や政令により営業秘密保護に関する法的枠組みが整備・構築されているといえるものの、これらの規定に対応する実施細則

¹⁴⁹ 前掲注120

が無いために、運用は不透明なままとなっており、早急の指針策定が求められるとの評価であった。

また、営業秘密を巡る紛争はほとんど提起されていないのが現状であり、これは立証に必要な証拠の基準を充足することが難しいためであると考えられる。こうした紛争の少なさは裁判官の経験の欠如を生み、裁判所あるいは裁判官ごとに見解が異なる事態が生じる可能性があることが示唆された。

(6) インド

①営業秘密保護に関する法制度

(i) 営業秘密保護に関する法制度の概要

インドでは、営業秘密保護に関する制定法は存在せず¹⁵⁰、秘密保持契約等の契約又はコモンローにおける衡平法に基づく保護がなされている。

したがって、インドでは営業秘密は主に契約（秘密保持契約、雇用契約、技術的ノウハウ契約など）に盛り込まれる秘密保持義務に基づき保護されるため、1872年インド契約法（Indian Contract Act of 1872）により規制される。また、コモンローにおける衡平法に基づく保護として、当事者間に契約関係がない場合であっても、秘密保持義務の存在が認められることがある。この点、John Richard Brady v. Chemical Process Equipments Pvt. Ltd. 事件¹⁵¹によれば、デリー高等法院は、契約に明示的に守秘義務条項がない場合であっても、所定の場合には秘密保持義務が示唆され得るとの立場をとっている。同高等法院は、衡平法に基づく広範な管轄権を行使し、契約に具体的な条項が盛り込まれていない場合であっても、差止命令を出している。

なお、営業秘密の不正取得に関する直接の明文規定は存在しない。この点、質問票調査の回答によれば、営業秘密の不正取得行為について訴えを提起する際には、少なくとも①対象の特定、②当該秘密の所有権の証明、③営業秘密性の証明、及び④秘密を取得した相手方当事者がそれを保持及び／又は使用する権限を有していないこと、といった要件を充足する必要があるとされている。

¹⁵⁰ 2016年5月に商工省産業政策推進局（DIPP）から発表された「国家知的財産権政策」では、営業秘密保護について必要に応じて法的枠組みを策定するとされていたが、質問票回答によれば、企図された法律は成立していないとのことであった。（https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/in/ip/pdf/national_ip_20160512_201606jp.pdf）。また、営業秘密保護に関連した「the National Innovation Act of 2008」の草案が2008年にインド政府から公表されたが、質問票回答によれば、インド議会のオンライン記録を確認したところインド議会の両院においてこの草案が審議された経緯はないとのことである。（http://www.prsindia.org/uploads/media/vikas_doc/docs/1241500117~Draftinnovationlaw.pdf）。

¹⁵¹ AIR 1987 Delhi 372.

営業秘密保護に関する各国法制度比較表

	中国	インド	フィリピン	インドネシア	タイ	ベトナム	
営業秘密保護に関する制定法	不正競争法(1993年成立、2017年改正)	なし(契約又はコモローに基づく保護)	知的財産法、改正刑法、消費者法など各種法律等でも保護	営業秘密法(2000年成立、別法及び競争法でも保護)	営業秘密法(2002年成立、2016年改正)	知的財産法(2005年成立、2009年改正)競争法、民事訴訟法の規定適用あり	
営業秘密保護に関する解釈基準、ガイドライン他	「最高人民法院民事訴訟法の別紙(2007年)1(以下「別紙」といふ)」、「国家工商行政管理総局による営業秘密の保護行為の禁止に関する規則(1998年)」等	なし	なし	なし	「営業秘密としての臨床データ管理に関する公衆衛生者の規則(B.E.2550)」、「産業関連の営業秘密管理に関する職業者の規則(B.E.2547)」、「産業を営業秘密として登録するための基準等に関する職業者の規則(B.E.2547)」	知的財産法の産業財産に関する一部条項の実施の細則及び指針を有する2006年告示、知的財産法の知的財産保護及び知的財産の国家管理に関する一部条項の実施の細則及び指針を定める2006年告示、産業財産の登録に関する行政処分に関する2013年政令等	
営業秘密の定義	①公衆に知られていない ②権利者が秘密保持措置を取った技術情報、及び経営情報 と定義(不正競争法第9条)	①情報の開示が所有者に損害を与えるか又は競争者等を利することとなる情報 ②情報の所有者が、当該情報が秘密である、つまり、原則としてすでに公知となっていないもの、 ③権利者が秘密保持措置を取った技術情報、及び経営情報 と定義(不正競争法第9条)	①一般に公衆に知られていない情報 ②事業分野において利用でき経済的価値を持つもの ③営業秘密の所有者によって秘密が守られているものと定義(営業秘密法第1条)	①まだ一般に広く認識されていない、又はその情報に通常期待される特定の個人にまだ届いていない情報 ②秘密であることにより、合理的な努力を以てして営業秘密を維持するための適切な手段を採用している情報 と定義(営業秘密法第3条)	①まだ一般に広く認識されていない、又はその情報に通常期待される特定の個人にまだ届いていない情報 ②秘密であることにより、合理的な努力を以てして営業秘密を維持するための適切な手段を採用している情報 と定義(営業秘密法第3条)	①陽的投資、知的投資から得られた情報 ②営業秘密として利用可能な情報 ③営業秘密として利用可能な情報 と定義(知的財産法第4条(2))	
営業秘密保護の民事救済手段	可能(民法通則第119条) *仮処分申請も可能	可能(John Richard Brady v. Chemical Process Equipments Pvt. Ltd.事件など) *暫定的禁止命令も請求可能	可能(Air Philippines Corporation vs. Pennwell Inc.事件など) *仮差止め命令も請求可能	可能(営業秘密法第11条) *仮差止め命令も請求可能	可能(営業秘密法第202条) *仮差止め命令も請求可能	可能(知的財産法第202条)	
刑事救済	可能(刑法第219条)	可能(不正競争法第73条、第74条)	可能(Fits v. Kimes Food International, Inc.事件など)	可能(営業秘密法第33条)	可能(知的財産法第202条)	可能(知的財産法第202条)	
行政救済	可能(不正競争法第21条)	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	可能(営業財産分野における行政処分に関する2013年政令第22条第1項、競争法第41条)	
証拠収集に関する規定	職務提出命令(中国民事訴訟法の適用に関する最高人民法院令第12条)、証拠収集(民事訴訟法第64条第2項)、証拠保全(民事訴訟法第81条)など	他の者が独力で開示(M/A Stellar Information Technology Pvt v. Mr. Rakesh Kumar & Ors.事件)など	規定なし	規定なし	規定なし	職務提出命令(中国民事訴訟法の適用に関する最高人民法院令第12条)、証拠収集(民事訴訟法第64条第2項)、証拠保全(民事訴訟法第81条)など	
営業秘密に関する証拠(民事訴訟)	「営業秘密に関する証拠は非公開(民事訴訟法第68条)」 判決には「営業秘密に関する詳細な記載はなし(民事訴訟法第156条)」	「封緘」によって提出した営業秘密に関する文書は公衆開示不可 ・判決には営業秘密の詳細な記載はなし	規定なし	規定なし	規定なし	裁判官等は事件に関連する証拠の収集権を有する(民事訴訟法第68条第3項等) 裁判官等は開示しない場合、裁判官等は開示を命ずる(民事訴訟法第156条)	
営業秘密侵害事案の国境措置	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	侵害事案の輸入目的の検査及び監視措置、又は侵害事案の輸出目的の検査及び監視措置は、知的財産保護及び知的財産の国家管理に関する一部条項の実施の細則及び指針を定める2009年政令第34条)	
過去5年間の営業秘密侵害の件数(推定)	265件(168件) 63件(45件)	17件(9件) 申立があつて審理とされた事件が2件	適用なし 0件	適用なし 2件(2件) 2件(2件)	適用なし 統計情報は首席裁判官の裁量に依存	適用なし 一判決データベースなし 一刑事データベースなし	
裁判外の紛争解決	仲裁や調停で紛争解決が可能 ・内容は非公開	仲裁や調停で紛争解決が可能 ・内容は非公開	行政救済なし	行政救済なし	行政救済なし	一判決データベースなし	
営業秘密侵害訴訟の特徴	・権利者による民事訴訟の立証が困難(但し刑事・行政訴訟の場合、証拠収集で公安機関や工商官の協力が行われる) ・証拠収集の難しから、人民法院では証拠保全や証拠収集が利用される ・司法鑑定や技術調査が活用可能	・仲裁や調停で紛争解決が可能 ・内容は非公開	規定なし	規定なし	規定なし	侵害事案の輸入目的の検査及び監視措置、又は侵害事案の輸出目的の検査及び監視措置は、知的財産保護及び知的財産の国家管理に関する一部条項の実施の細則及び指針を定める2009年政令第34条)	
営業秘密侵害訴訟での主な争点	・秘密性 ・営業秘密侵害 ・複製、類似、合理出所に関して	・営業秘密侵害 ・侵害者の競争上の優位性の取得	・営業秘密侵害 ・侵害者の競争上の優位性の取得	・営業秘密侵害 ・侵害者の競争上の優位性の取得	・原告主張・根拠の適切性 ・営業秘密侵害 ・損害賠償額	・秘密保持契約の締結、秘密保持措置、技術的措置 ・裁判所への提出事項で「外国の組織等から発行されたものは、当該国の領事館等が必要 ・外国語での書類は、ベトナム語への翻訳が必要(民事訴訟法第478条)	
日本企業の輸出にあたる業務上の留意点	現地従業員との間で秘密保持義務を含んだ「秘密保持契約」を締結し、秘密保持義務は公証・認証手続と中国語への翻訳が必要	・営業秘密侵害 ・侵害者の競争上の優位性の取得	・営業秘密侵害 ・侵害者の競争上の優位性の取得	・営業秘密侵害 ・侵害者の競争上の優位性の取得	・原告主張・根拠の適切性 ・営業秘密侵害 ・損害賠償額	・秘密保持契約の締結、秘密保持措置、技術的措置 ・裁判所への提出事項で「外国の組織等から発行されたものは、当該国の領事館等が必要 ・外国語での書類は、ベトナム語への翻訳が必要(民事訴訟法第478条)	
その他	「国家秘密保護法」で定められた国家秘密の定義によれば「外国企業の営業秘密が中国で国家秘密とされる可能性は低い」と見られる。医薬品の臨床試験データは営業秘密としても保護される可能性がある	・2016年に輸入生産者産業政策推進局から発表され「営業秘密保護を法的枠組み決定の対称の一つとして」した「国家知的財産政策」に基づいて、改正された法律は成立している	・2016年に輸入生産者産業政策推進局から発表され「営業秘密保護を法的枠組み決定の対称の一つとして」した「国家知的財産政策」に基づいて、改正された法律は成立している	・2016年に輸入生産者産業政策推進局から発表され「営業秘密保護を法的枠組み決定の対称の一つとして」した「国家知的財産政策」に基づいて、改正された法律は成立している	・2016年に輸入生産者産業政策推進局から発表され「営業秘密保護を法的枠組み決定の対称の一つとして」した「国家知的財産政策」に基づいて、改正された法律は成立している	・2016年に輸入生産者産業政策推進局から発表され「営業秘密保護を法的枠組み決定の対称の一つとして」した「国家知的財産政策」に基づいて、改正された法律は成立している	・2016年に輸入生産者産業政策推進局から発表され「営業秘密保護を法的枠組み決定の対称の一つとして」した「国家知的財産政策」に基づいて、改正された法律は成立している

2018年3月発行

各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性レビュー調査

『国際知財制度研究会』報告書

(平成29年度)

一般財団法人 知的財産研究教育財団

知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目11番地

精興竹橋共同ビル5F

電話 03-5281-5671

FAX 03-5281-5676

URL <http://www.iip.or.jp>

E-mail support@iip.or.jp

禁無断転載